

第三、日英會談ニ於ケル通貨金融上ノ要求事項決定關係

403

REEL No. A-0284

0284

アジア歴史資料センター

一、日英會談ニ於ケル通貨金融上ノ要求事項

REEL No. A-0284

0284

アジア歴史資料センター

日英會議ニ於ケル通貨金融上ノ要求事項

昭和十四年七月五日
興亞院經濟部ニテ研究

一 現銀ノ搬出ヲ禁メシム其ノ範圍ハ先ヅ全額ヲ要求スルモ少クトモ中
聯ニ對スル支那輸出資分一二、五〇〇、〇〇〇圓ニ付テハ即時搬出
ヲ要求シ殘餘ニ付テハ臨時政府ノ管理ヲ認メシム

二 租界内支那側銀行、錢莊等ニ對スル検査ヲ認メシム(調査ノ目標ハ
暗取引ノ有無、簿法幣ノ有無等ニシテ、租界當局トノ共同検査ニテ
可ナリ。制裁ハ事實上爲シ得ル限度トス、又英國側ノ協力ナク默認
ニテモ可ナリ)

三 舊法幣ノ流通ヲ禁止シ之ガ取締ニ協力セシム(全品目ノ爲替集中ニ
英國側カ協力スルノミニテハ國內通貨トシテノ準備券ノ價值維持ニ
ハ不十分ナリ)

備考

(1) 爲替集中ノ全品目ヘノ擴大ハ我方ノ自主的措置トシテ之ガ實行
ハ既定ノ方針ナルヲ以テ之ニ對スル協力問題ハ東京會議ニ於テ
我方ヨリ之ニ觸レザル建前ヲ採ルヲ可トス(眞ニ英國側カ全品
目ノ爲替集中ニ協力スルニ於テハ十分トハ行カサルモ租界内ノ
舊法幣流通ガ漸次自滅スルノ域ニ達スルコトハ豫想シ得ベシ。
故ニ日英會議ノ進行狀況ニ據シ爲替政策協力ヲ要求スルコトモ
次第ノ一途ナリ)

(2) 一 租界内ノ舊法幣ノ流通禁止ヲ英國側カ認メタル際ニ於テ、聯
銀券ノ價值維持及外貨兌換ニ付如何ニ措置セラル、ヤト英國
側ヨリ反問シ來リタルトキハ左ノ如ク回答スルモノトス

(1) 英國側カ北支ノ金融工作ニ全面的ニ協力シ殊ニ全品目ノ爲替集中ニ價ニ協力スルニ於テハ英人及英國商社ニ對シテモ輸入ノ爲ノ爲替及送金ノ爲ノ爲替ヲ供給スル用意アルヲ以テ聯銀券ノ兌換ハ不用ナリト思料ス

(2) 聯銀券ノ對外價值ノ維持ニ就テハ爲替集中ニ協力ヲ得バ成功スルノ確信アリ

(3) 聯銀券ノ對内價值ノ維持ニ就テハ諸政策ノ實行ニ依リ善處スルノ用意アリ、(本件ハ實際問題トシテハ在支日系通貨ノ價值維持根本對策トシテ別途研究中ナリ)

四 通貨金融上ノ要求事項ニ對シ我方ノ考慮スベキ點左ノ如シ

(1) 舊法幣ハ等價以內ノ「レート」(例ヘバ九割)ヲ以テ聯銀券ニ交

換ス、交換期間ハ可成短期間(例ヘバ五日間)トス、尙要スレバ金額及方法ヲ明示スル限リ第三國人所有ノ舊法幣ヲ北支外ニ搬出方ヲ認ムル場合アルヲ豫想ス(新占據地域ニ於ケル舊法幣交換率ハ九割ナルヲ以テ、之ニ依ルヲ可トス、但シ租界外ヨリ交換ノ爲ノ租界内ハ舊法幣ガ多量ニ輸入セラル、コトハ警戒スルヲ要ス)

(2) 支那側銀行所有ニ係ル未發行券及舊法幣ハ聯銀ニ之ヲ引渡サシム

(主トシテ中國交通兩銀行ノ保有スル舊法幣ノ引渡ヲ要求スルモノトス、發券銀行ノ保有スル紙幣ハ聯銀券ト交換スヘキモノニ非スシテ無償ニテ引渡ヲ求ムヘキモノナリ。本項ノ要求ハ前記(1)ニ依リ九割ノ率ヲ以テ交換スル措置ニ對スル代價的ノ要求事項ナリ)

註(一) 内ノ記述ハ興亞院經濟部意見ヲ基礎トシテ研究セル分トス

日英會議ニ於ケル金融上ノ要求事項
及考慮事項

昭和十四年七月六日
興亞院ニ於ケル研究

一、現銀ノ搬出ヲ認メシム、其ノ範圍ハ先ツ全額ヲ要求スルモ、抄クモ中
聯ニ對スル支那側出資額ニ相當スル一千二百五十萬圓ニ付テハ即時
搬出ヲ要求シ、殘餘ニ付テハ臨時政府又ハ中聯ノ管理ノ指針ヲ認メ
シム。

二、租界内ノ支那側銀行及^等對スル臨時政府又ハ聯銀ノ検査ヲ認メ
シム。(註一乃至註三)

註一、検査狀ニハ英國側ノ不作爲的協力ノミニテ足リ其ノ積極的協

力ナル共同検査ヲ求ムル要ナク、要スレハ立會ノ程度ニテ可
ナリ。

註二、検査ノ目標トシテハ銀行ニ對シテハ(1)未發行ノ舊法幣、(2)窓
口ノ舊法幣、(3)外貨ノ管理、(4)本店トノ關係、(5)預金ノ狀況
等ヲ擧ケ得ヘク、錢莊ニ對シテハ(1)暗取引、(2)舊法幣ノ保有
高等ヲ擧ケ得ヘシ。

註三、検査ノ結果分明セル不當乃至不正ニ對スル制裁ハ事實上爲シ
得ル程度トシ、要ハ検査ノ進行ニ依リテ資産及營業ノ真相ヲ
知ルコトニ依リ被懲ヲ我方ニ進言セシムレハ可ナリ。

三、租界内ノ支那人及支那法人ノ舊法幣ノ^等消^等禁止シ、之カ取替ニ爲
カセシム。(註四乃至註七)

註四、租界^等設^等セル當初ノ^等約ニ於テハ支那政府ハ個人的ニ租界
内ノ支那人及支那法人ニ對シ行政^等有シタルモ、爾後數十

ノ連繫等行ハル、コトヲ禁錮シ難カラシメ不可ナリ。

②租界ニ舊法幣ノ使用ナルコトハ舊法幣建取引ノ存在スル
 コトトナリ、斯クテハ此ノ種ノ取引ト聯銀建取引トノ間ニ
 不公正ヲ生シ其ノ影響ハ天津租界カ北支經濟ノ中心の地位
 ヲ見テ甚大ナリ。

③聯銀券ヲシテ完全ナル管理適當タラシムル爲ニハ租界ニ存
 在スル舊法幣ノ敵性ヲ驅逐スルコト必要ナリ、之ハ當ノ問
 題ニ非スシテ舊ノ問題ナリ。

年ノ經濟ニ及リ支那政府ノ國人の行政ニ舊法幣的ニ租界ニ
 及ハサルコト、ナリタルヲ以テ、今ヤ租界當局ノ協力（不作
 爲的協力又ハ作爲的協力）ナクシテハ支那側政府ハ租界内ノ
 支那人ニ對シ行政權ヲ行使シ得サルニ至レリ。

註五、舊法幣使用禁止ノ爲ニハ租界當局ノ布告ヲ敢テ必要トセス、
 單ニ臨時政府ノ措置ニ力ヲシムレハ可ナリ。

註六、「流毒禁止」トハ租界ノ外人ニ對シテモ之ノ一般的ニ提
 スルコトナレ共、「支那人及支那法人ノ使用禁止」ヲ實行セ
 ハ外人モ亦自カラ使用ノ制限ヲ受ケ流毒禁止ト同一ノ效果
 ヲ收ムルコト、ナリ、對外關係上後者ニ依リ適當トス。

註七、租界内ノ舊法幣使用禁止ハ左ノ理由ニ依リ要求必須ノ事項ナ
 リトス

①天津ノ租界ニ舊法幣ノ使用セラル、コトハ上海等ノ中支ト
 ノ間ニ舊法幣中ニ關テナル貿易資金ノ逃避、反増銀的政策

四、爲替集中ノ全品目へノ擴大ハ自主的措置ニシテ之カ實行ハ既ニ決定
セルコトナルヲ以テ之ニ關スル協力問題ハ日英會談ニ於テ我方ヨリ
之ニ關レサル邊前ヲ採ルヲ可トス（註八及註九）

註八、英國側カ好ムト好マサルトニ拘ラス全品目ノ爲替集中ニ追從
セザレハ北支ニ於ケル貿易ヲ斷念スル外ナキコトナルヲ以
テ我方ヨリ本件ヲ持出シテ彼ノ協力ヲ求ムルカ如キハ自主的
ニ之ヲ實行セル趣旨ヲ反戻スルモノナリ。

註九、全品目ノ爲替集中ニ英國側カ協力スルコトニ依リ租界ニ於ケ
ル舊法幣使用禁止ト同様若クハ夫ニ近キ效果ヲ收メ得ヘキヲ
以テ右ノ協力ノミヲ確保セハ舊法幣使用禁止問題ニ迄要求ヲ
強張スル要ナシト云フ邊前ハ前記「註七」ノ理由ニ依リ不可
ナリ

五、租界内ノ舊法幣へ九割ノ交換率ヲ以テ聯銀券ニ交換スルコトヲ認ム、
而シテ之カ交換期間ハ交換開始後五日間トス（註一〇及註一一）

註一〇、九割ノ交換率ハ最後ノ妥協點トス、此ノ九割ノ交換率ハ新
占據地ニ於ケル當初ノ舊法幣回收ノ際ノ率ヲ引用セルモノ
トス

註一一、租界外ヨリ交換ノ爲租界内へ舊法幣ヲ搬入スルコトヲ如何
ナル程度ニ阻止スルヤニ付テハ實情ニ即シ處理ス

六、第三國人所有ノ舊法幣ノ北支外搬出方ニ付テハ其ノ金額、搬出ノ理
由及方法等ヲ審査ノ上之ヲ認ムルコトアルヘキヲ考慮ス

七、支那側銀行所有ニ係ル未發行券及舊法幣へ之ヲ無償ニテ聯銀ニ引渡

爲ニ必要トスルコトハナキ筈ナリ

(四) 聯銀券ノ對外價值及對内價值ノ維持ニ付テハ、緊集中ノ強化及其
 ノ他ノ諸施策ノ適正ナル實行ニ依リ成功ノ域ニ達シ得ルノ確信
 有ス

サシム(註一二)

註一二、此ノ點ハ「前記五及六」ノ處假トノ交換條件トシテ要求スル
 事項トモ見ルヲ得ヘシ

八租界内ノ舊法幣ノ使用禁止ヲ英國側カ認メタル點ニ於テ、聯銀券ノ價
 値維持及外貨兌換ニ付如何ニ措置セラルルヤ」ト英國側ヨリ反問シ
 來リタル時ハ左ノ如ク應答スルモノトス

(四) 外貨ヲ必要トスルハ商品輸入及海外資金ノ場合ノミト考フルカ之
 等ノ場合ニ付テハ、緊集中ニ依リ變換セル外貨中ヨリ出來ル限リ
 賣却スル用意アリ。而シテ右ノ場合以外ニ於テ外貨ヲ日常生活ノ

第四、新中央政府樹立ニ對應スベキ通貨政策ノ決定關係

417

REEL No. A-0284

0233

アジア歴史資料センター

一、新中央政府樹立ニ對處スベキ通貨政策

418

REEL No. A-0284

0284

アジア歴史資料センター

第一方 針

一、新中央政權樹立後ニ於ケル新支那ノ通貨制度ハ差向キ分治合作ノ政治方針ニ基ク地方分權的組織トシ新中央銀行ヲ設立スルコトナク、各地域ニ於ケル既存通貨制度竝之ニ伴フ諸施策ハ原則トシテ之ヲ其儘存續セシムル建前トシ、其ノ基礎ノ上ニ各通貨制度間ノ調整保持竝之ガ有機的統一化ヲ促進シ且將來全支ニ對スル中央政權ノ政治力把握ニ即應シ幣制統一ノ理想ヲ實現スベキ基礎工作トシテ中央準備庫制度ヲ設置スルコトトシ、新中央政權ハ本制度ヲ通ジ新支那ニ於ケル通貨統制權ヲ保有スルモノトス

二、我方ハ新中央政權ノ賦有スル右ノ通貨統制權竝各地域ニ於ケル既存通貨制度ニ對シ通貨、金融、爲替ニ關スル所要ノ指導、參與權ヲ確保シ以テ我方ガ永ク確固不動ノ樞軸タルベキ鞏固ナル日滿支經濟圈ノ確立ヲ期スルモノトス

第二要 領

甲、中央政權

一、新支那ニ於ケル通貨統制權ハ之ヲ新中央政權ニ賦有セシムルモ之ガ内面指導權ヲ我方ニ確保スルコトトシ之ガ爲メ所要ノ顧問ヲ招聘セシム

(秘密協定)

二、新支那全般ヲ業務範圍トスル單一中央銀行ハ差向キ之ヲ設立セズ分治合作ノ政治原則ニ即シ各地域ニ於ケル現行通貨制度竝之ニ伴フ諸施策ハ當面之ヲ存續セシメ(既成事實承認又ハ秘密協定)漸次其間ヲ調整シツツ之ガ有機的綜合統一化(價值基準ヲモ含ム)ヲ策スルト共ニ各地域間ノ爲替關係ヲ調整スル等新中央政權ノ通貨統制權ヲ行使スル爲中央準備庫ノ設置ヲ豫定ス(内面指導)

三、中央準備庫ニハ差當リ一億元(外貨ニ依ル)程度ノ資金積立方ヲ豫定シ之ガ爲關稅外債擔保部分積立金其ノ他ヲ之ニ集中シ併セテ

乙、蒙 疆

- 一、蒙疆政權ニ對シテハ高度ノ通貨自治權ヲ賦存セシム（秘密協定）
- 二、蒙疆地域ニ於ケル發券銀行ハ蒙疆銀行ヲ以テ其ノ唯一ノモノトシムルモノトシ、本銀行制度ニ伴フ現行諸施策ハ當面之ヲ其儘存續セシム（既成事實承認又ハ公約）
- 三、本地域ノ特殊性ニ鑑ミ本地域ニ對スル我方ノ通貨、金融、爲替政策ニ對スル指導、參與權並投資權ヲ承認セシム（公約又ハ秘密協定）

- 其ノ散逸防止ニ資スル反面將來ニ於ケル金融制度ノ確立ニ備フルモノトス、場合ニ依リ我方ヨリモ「クレヂット」設定等所要ノ協力ヲ與フルコトアルベキヲ豫想ス（内面指導）
- 四、場合ニ依リ中央準備庫ヲシテ新中央政府權ノ財政收支ヲ取扱ハシム（内面指導）
- 五、中央準備庫ヲ管理ニ付テハ管理委員會ヲ組織シ日支双方ヨリ委員ノ任命方ヲ考慮ス（秘密協定）
- 六、管理委員會ノ管掌事項トシテ考慮スベキ事項大體左ノ如シ（内面指導）
- (イ) 各地域通貨制度ノ發育助長
 - (ロ) 各通貨制度間ノ調整保持
 - (ハ) 各發券銀行所有外貨ノ統括
 - (ニ) 各發券銀行ニ於ケル通貨發行事務ノ統制
 - (ホ) 各發券銀行間ニ於ケル貸借ノ決済並爲替調整

四、蒙疆銀行ニ對スル我方ノ内面指導權ヲ確立スルト共ニ本銀行ノ現存人の組織ハ其儘之ヲ承認セシム（既成事實ノ承認要スレバ秘密協定）

丙、北支

一、中國聯合準備銀行並之ニ伴フ諸施策ハ當面之ヲ其儘存續セシム（既成事實承認又ハ公約）

二、本地域ト我方トノ特殊關係ニ鑑ミ本地域ニ對スル我方ノ通貨、金融、爲替政策ニ對スル指導、參與權並投資權ヲ承認セシム（公約又ハ秘密協定）

三、中國聯合準備銀行ニ對スル我方ノ内面指導權ヲ確立スルト共ニ現存顧問制度（場合ニ依リ顧問制度ヲ改變シ銀行内部人事組織ニ直接日本人ヲ参加セシムル場合アルヲ豫期ス）ヲ其儘承認セシム（既成事實ノ承認要スレバ秘密協定）

丁、中支

一、華興商業銀行並之ニ伴フ諸施策ハ當面之ヲ其儘存續セシム（既成事實承認又ハ内面指導）

二、本地域ニ於ケル今後ノ通貨工作ハ華興商業銀行券ヲ以テ漸次中核的通貨ヲラシムル如ク諸般ノ施策ヲ整理調節シ可及的速カニ華興商業銀行ヲ本地域ニ於ケル中央的發券銀行ヲラシメ、要スレバ之ガ爲所要ノ改組ヲ行フ（内面指導要スレバ秘密協定）

三、華興商業銀行ヲ本地域ニ於ケル中央的發券銀行ニ改組スル場合ハ資本並人的組織等ハ出來得ル限り現状ヲ維持シ名稱ノミ適宜變更スル建前トス、但シ場合ニ依リ資本ノ増強、職員ノ交迭アルベキヲ豫期ス（内面指導）

四、新中央政權繼立後ニ於テモ現時ノ戰爭態勢ガ大體治安駐屯ノ段階ニ入ル迄ハ尠クモ過渡的期間トシテ軍票制度ヲ存續スルコトトシ新中央政權亦之ニ所要ノ協力ヲ爲スモノトス（内面指導）

五、右ノ爲メ差當リ本年十月以降六箇月迄ヲ一期間トシ毎月江海關關

稅收入中ヨリ最低限度法幣二百萬元ヲ我方ニ提供セシム（秘密協定）

四 本資金ノ提供ハ治安駐兵費協力ノ一部トス

六 中支ニ於ケル通貨制度ノ統一整備ヲ見ル迄ハ當分ノ間銀行、通貨金融、爲替、貿易政策等ニ對スル我方ノ指導、參與權ヲ承認セシム（既成事實承認又ハ秘密協定）

七 秦地域ガ日支新關係調整方針ニ基キ經濟上ノ日支強度結合地帯タルベキ建前ナルヲ以テ新中央政府ヲシテ本地域ニ對スル我方ノ投資權特ニ我方ニ依ル支那土產品輸出機構ノ確立ニ必要ナル便益供與方ヲ承認セシム（秘密協定）

戊、南支沿岸特定島嶼

本各地域ニ於ケル通貨制度ノ整備確立ハ我方ノ指導援助ノ下ニ新中央政府ヲシテ之ニ當ラシム（内面指導）

第五、蘇州銀行等地方銀行ノ設立關係

426

REEL No. A-0284

0284

アジア歴史資料センター

一、蘇州銀行設立要綱

427

REEL No. A-0284

0240

アジア歴史資料センター

蘇州銀行設立要綱

昭和十四年八月二十一日
興亞院會議決定

方針

蘇州方面ニ於ケル地方的金融ヲ圓滑ナラシメ地方經濟ノ復興ニ資シ民衆生活ノ安定ヲ圖ルト共ニ我方ノ金融把握ニ便スル爲速カニ蘇州銀行(假稱)ヲ設立ス

要領

一名 稱

股份有限公司蘇州銀行(假稱)

三 法人格及本店所在地

維新政府普通法人トシ本店ヲ蘇州ニ置ク

三 資 本

五拾萬圓

支那側

四拾萬圓

土地、有力者

華興商業銀行

註一、資本金ハ華興券延トス

註二、第一回拂込ハ二分ノ一トス

註三、華興商業銀行ヨリノ出資ハ保留配當金ヲ見合トス

四 業 務

取扱業務ハ預金、送金、爲替、商業手形荷付爲替手形、割引、確實ナル擔保又ハ保證貸付等一般銀行業務トスルモ、可成庶民金融ノ實ヲ擧クル如ク努ムルモノトス

五 取扱通貨

取扱通貨ハ華興券及軍票トシ華興券トノ交換ニ限り法幣ノ取扱ヲ認ムルコトトス

六 役 員

董事長一名、董事及監事各若干名トシ主トシテ支那人(華興商業銀行ヨリ選出セル者ヲ含ム)ヲ以テ之ニ充ツ

七 統制要領

- (1) 本店所在地近傍以外ニ營業所ノ設置ヲ認メザルモノトス
- (2) 本銀行ニハ銀行券ノ發行ヲ認メザルモノトス
- (3) 現地ニ於ケル本邦銀行支店、華興商業銀行支店等トハ本銀行設立
本來ノ趣旨ニ鑑ミ相互協力シテ摩擦ヲ少カラシムル核適當ノ考慮
ヲ拂フモノトス
- (4) 將來中支那ニ於ケル金融機構ノ整備ヲ考慮スル場合ニハ其ノ統制
ニ服スルモノトス

備考

〔本銀行ハ發起設立ニヨリ可成速カニ設立スルモノトス

三 厦 門 勸 業 銀 行 設 立 二 關 ス ル 件

431

REEL No. A-0284

0284

アジア歴史資料センター

一、本銀行ハ厦門ニ於ケル銀行トシテ其ノ設立方ヲ認メタルモノニシテ
 將來福建省乃至南支全段ニ且ル中央銀行タルヘキコトヲ承認シタル
 ニ非サルコト

三、日本側出資ハ總資本ノ一割以下ニ止メ且其ノ拂込ハ現物資金ヲ以テ
 之ニ充ツヘキコト

四、配當保證ノ點ハ削除スルコト

以上

厦門勸業銀行設立ニ關スル件

厦門勸業銀行ノ件ハ左記條件
 ノ下ニ之カ設立方異存無之候條及通牒候也

記

一、本銀行資本金ノ法幣建及其ノ法幣取扱ヲ認メタルハ現在厦門ニ新通
 貨ナキ爲ノ已ムヲ得サルニ出テタル措置ニシテ從ツテ將來當地域ニ
 於ケル新通貨ノ創設又ハ華興券ノ當地域進出等ノコトアル場合ハ之
 ニ伴ヒ本銀行ニ對シテモ適宜調整ヲ加フヘキコト

昭和十四年十二月二十二日

總務長官名

厦門連絡部長官宛

厦門總發第一三六〇號

昭和十四年十一月十五日

興亞院厦門運務部長官

興亞院運務長官 殿

厦門勸業銀行設立ノ件

首題ノ件ニ關シ別紙ノ通立案試施致度候條
右及報告候也

通 報 先	華北運務部	青島出張所
	華中運務部	漢口出張所
	蒙疆運務部	廣東出張所

(送)

393

434

厦門勸業銀行設立要項

第一方 針

專變前當地ニハ主要金融機關トシテ外國銀行三、外國籍支那銀行二、
支那銀行十一行アリタル處、皇軍ノ占領ニヨリ彼等ハ全部(コロンス)
ニ逃避シ現在厦門則ニハ臺灣銀行支店アルノミナリ、然ルニ同行ハ其
營業ニ諸制限ヲ加ヘラレ爲替相場堅持ノ必要上法幣關係諸取引モ自由
ナラス、同行ノミニテハ廈ニ當地方產業ノ振興、金融ノ開發ヲ期シ難
キ實狀ニ在リ

而テ今若シ漫然「コロンス」逃避銀行ノ復舊ヲ許可スルニ於テハ彼等
ハ在來ノ基礎ト信用ヲ利用シ漸次有利ナル立場ヲ獲得スルニ至ルヘク
之レ我カ新勢力ヲ扶植スル所以ニ非ス、依ツテ當地方產業扶助法幣取
引金融機關トシテ市政府「バック」トスル本銀行ヲ設立セントスル
モノナリ

而テ其經濟方針トシテハ現在「コロンス」逃避銀行ノ復舊ヲ或ル期間

435

394

許可セサル方針ノ下ニ彼等ノ營業ヲ漸次新銀行ニ吸收セシメ本行ノ基礎強化ヲ圖リ、時局ノ好轉ヲ俟ツテ本格的ニ華僑資金吸收ニ乗出シメ以テ福建省及南支全般ニ亘ル産業ノ開發、本邦經濟勢力ノ進展ニ資セントスルモノニシテ、將來必要ニ應シ中央銀行タル機關ヲ發掘セシムルコトモ考慮シ居レリ

而テ本行設立ニ當リテハ南洋羣島トノ運籌ヲ可及的密ナラシムル必要アルヲ以テ廈門、「コロンス」在任者中香港及南洋ニ關係ヲ有スルモノヲ極力勧誘シ、支那系資本ノミニヨリ資本ヲ構成スルタメ時ニ彼等カ廈門ニ有スル不動産出資ヲモ之ヲ認容スルコトトセリ、尙本行ノ經營ハ當初相當ノ困難ヲ豫想セラルルニ付市政府ヲシテ配當ノ保證、補助並ニ獎券發行ノ特權ヲ賦與セシメ利ヲ以テ華僑ノ參加ヲ誘導スルニ努メ幹部陣容モ本邦側ヨリハ單ニ顧問ヲ入ルルニ止メ彼等自身ノ銀行タル感ヲ深カラシムルニ努メタリ

尙從來支那銀行ト本邦側金融機關トノ間ニ存セシ營業線分野ハ新銀行

ヲシテ之ヲ侵サシメス相協力シテ歐米金融ニ對抗セシムル指導シ本行ノ運籌ヲ日支經濟提携ノ原則ニ即應セシムル後工作セントス

第二 要 領

一、名 稱

廈門勸業銀行ト稱シ、中國法人トス

因ニ勸業トハ實業促進ノ意ナリ

二、所在地

本店ヲ廈門ニ置キ必要ニ應シ各地ニ支店、出張所ヲ設ク

三、資本金

資本金ヲ三百萬元（一株百元、三萬株）トシ四分ノ一拂込ヲ以テ營業ヲ開始ス

出資者豫定左ノ如シ

(イ) 廈門特別市政府 二十萬元（現金）

(ロ) 發起人引受 二十七萬五千元（現金又ハ不動産）

四 不動產出資
(ハ) 一般 公 募 二十七萬五千元 (現金又ハ不動產)

(イ) 多額ノ現金出資望ミ難キヲ以テ各人ニ就キ半額以内ニ於テ在廈門
不動產出資ヲ認ム

(ロ) 不動產ノ評價ハ評價委員會ニ於テ時價ニ基キ決定ス

(ハ) 不動產出資者ニ對シテハ銀行トノ特約ニヨリ三ヶ年以内ニ限り現
金出資ヲ以テ不動產出資ニ代フルコトヲ得セシム

五 取扱事務

一般銀行業務並ニ各種信託業務ヲ行フ外市金融事務ヲ取扱フ

六 營業年限

營業期間ヲ三十ヶ年トシ政府ノ許可ヲ得テ之ヲ延長スルコトヲ得

七 特 權

(イ) 市政府ハ本行ニ對シ補幣發行ノ特權ヲ賦與ス、而テ其發行準備
ハ現金六割、不動產四割トス

八 役 員

(イ) 理事九名、監査役三名ヲ置ク

右ノ内理事七名、監査役二名ハ夫々二百株及百株以上ヲ所有ス
ル民間側株主ヨリ投票ニヨリ選出シ、理事二名、監査役一名ハ
市政府側ヨリ選任ス

(ロ) 互選ニヨリ理事ハ理事長一名及常務理事二名ヲ選任シ、監査役
ハ常務監査役一名ヲ選任ス

(ハ) 本銀行ハ理事會ノ決議ニヨリ顧問ヲ招聘スルコトヲ得 (本邦側
ヨリ顧問ヲ入行セシムルコト)

(ニ) 總經理其他ハ理事會ニテ決定任用スルコト

計 算

(4) 六月及十二月ニ決算ヲ行ヒ、十二月末ヲ以テ決算期トス
 (5) 民間出資ノ中現金出資ニ對シテハ年六分、不動産出資ニ對シテハ年三分、又市政府ノ現金出資ニ對シテハ年四分ノ股息ヲ支拂フ
 (6) 股息ヲ控除シ尙利益アル場合ハ其六割ヲ普通配當（紅利）トシテ支拂フ、而テ其場合現金出資配當ト不動産出資配當トノ割合ヲ二對一トス
 (7) 市政府出資ニ對シテハ最初ノ三ヶ年股息及紅利ヲ支拂フノ要ナシ

(終)

第六、地方通貨金融暫定措置方針決定關係

441

REEL No. A-0284

0284

アジア歴史資料センター

一、廣東地方通貨暫定措置ニ關スル件

442

REEL No. A-0284

0250

アジア歴史資料センター

廣東地方通貨暫定措置ニ關スル件

昭和十四年二月二十四日
總務長官決裁

廣東地方ノ現状ハ新通貨ノ發行等恒久的ナル通貨對策樹立ノ域ニ達シ居ラズ當分ノ間過渡的措置ヲ講ズル程度ニ止ムルヲ可トスルモノト認メラルル處同地方ノ通貨暫定措置方ハ左記ニ依ルモノトス

記

一、同地方ニ於テハ新通貨ヲ發行セザルコト

二、地方通貨トシテ在來ノ毫幣、法幣及香港弗ハ從前通其ノ儘流通セシムルコト

三、軍票ハ在來ノ地方通貨ニ代替スルヲ目的トセズ單ニ軍ノ所要ヲ辨ズル程度ニ止ムルコト

四、海關稅受入通貨ハ當分ノ間毫幣、法幣又ハ香港弗トスルコト

五、軍票ト毫幣及法幣トノ間ニハ中支トノ振合ヲ考へ適當ナル公定交換率ヲ定ムルモ軍票ト香港弗トノ相場ハ公定セザルコト

六、軍票ノ價值ヲ維持スル爲宣撫物資ヲ輸出シ軍票ノ回收ヲ圖ルコト

一、臨海線以南ノ北支軍作戦地域ニ於ケル中聯隊使用竝ニ街通貨整理ニ關スル件

昭和十四年五月十二日

總務長官名

華北連絡部長官宛

臨海線以南ノ北支軍作戦地域ニ於ケル中聯券ノ使用並ニ
舊通貨整理ニ關スル件

客月十五日附興華北連絡一第四一號ヲ以テ申越ニ係ル首題ノ件ニ關シ
テハ先般ノ連絡部長官會議ニ於テ徐海道地帯ニ於ケル通貨制度ハ差向
キノ處中聯券並ニ軍票混合地帯トナシ價ク據打合せ置キタル所ニ從ヒ
適當措置相成度此段及通牒候也

401

445

興華北連絡一第四一號

臨海線以南ノ北支軍作戦地域ニ於ケル
中聯券ノ使用並ニ舊通貨整理ニ關スル件

昭和十四年四月十五日

興華北連絡部長官 喜多 誠

興華北連絡部長官 柳川平助 殿

首題ノ件別紙ノ通り實施スル如ク定メタルニ付承知相成度

402

446

臨海線以南北支軍作戦地域ニ於ケル中
聯券ノ使用竝ニ舊通貨整理ニ關スル件
第一 方針

一、臨海線以南ノ北支軍作戦地域（除安徽省）ニ於テハ逐次舊通貨ヲ整理シ中聯券ヲ使用スルモノトス
二、舊通貨ノ整理ニ關シテハ該地域ノ特殊性ニ鑑ミ一定期間内ニ北方券ノミナラス南方券ノ買上ヲモ行フモノトス但シ右ハ該地域ノ特殊性ニ鑑ムル例外的措置ニシテ臨海線ヲ除ク臨海線以北ニ於ケル舊通貨處理ニ付テハ従前ノ方針（參照普第三二九號三月十一日以後ニ於ケル舊通貨ノ處理ニ關スル件通條）ニ何等變更ヲ加ヘサルモノトス

第二 要領

一、中聯券ノ使用
爾今本地域ニ於テハ中聯券ノ使用ヲ原則トシ差當リ臨海線沿線ノ主要地域（徐州及開封）ニ中聯券地帯ヲ設定シ中支ノ通貨制度確立ノ

推移ヲ考慮シ逐次之ヲ本地域全體ニ推進スルモノトス
二、軍ノ中聯券使用
軍ハ舊ニ通條（昭和十四年三月廿八日方軍總主第一九九號）セラレタルカ如ク中聯券ヲ使用シ又軍票取扱銀行ハ一旦回收セル軍票ハ再

三、舊通貨ノ整理

(イ) 本地域ニ流通シ居ル舊通貨ハ中聯分行新設ノ日ヨリ一ヶ月ノ猶豫期間ヲ置キ該猶豫期間満了後二ヶ月間ハ中聯券ノ六割ヲ以テ臨時政府之ヲ買上ケ該期間ノ終了ト共ニ之カ流通ヲ禁止スルモノトス
(ロ) 買上ケタルヘキ舊通貨ハ本年三月十日迄流通ヲ認メラレタルモノ（所謂北方券）。中國、交通兩行券ノ南方地帯アルモノ。中央銀行券及中國農民銀行券トス
(ハ) 買上ケハ臨時政府ノ責任ニ於テ中聯之ニ當ルモノトシ差シ當リ中聯分行ヲシテ行ハシムルモノトス

- (二) 舊通貨ニシテ敵方ノ謀略ニ依リ發行セラレタルモノト認メラルルモノハ買上ヲ拒絶スルモノトス
- (三) 猶豫期間中ハ公租公課ノ舊通貨ニ依ル受入ヲ九割ヲ以テ認ムルモ猶豫期間經過後ハ買上期間中ト雖モ舊通貨ニ依ル受入ハ一切之ヲ認メス中聯券ヲ以テ納入セシムルモノトス
- (四) 將來新ニ治安ノ維持セララルヘキ地域ニ於テハ治安肅正ノ日(現做兵團長ノ認定スル日)ヨリ二ケ月間ヲ限リ舊通貨ハ之ヲ中聯券ノ六割ノ割合ヲ以テ買上クルモノトス
- 四 中聯分行ノ新設

徐州及開封ニ四月二十日迄ニ分行ヲ開設スルモノトス
備考 徐州ニハ四月一日ヨリ中聯辦事處ハ開設セラレアリ

第七、中國聯合準備銀行及蒙滿銀行ノ經營ノ指導關係

450

REEL No. A-0284

0256

アジア歴史資料センター

一、中國聯合準備銀行顧問附立ニ援助員招聘方ニ關スル件

451

REEL No. A-0284

0257

アジア歴史資料センター

首題ノ件ニ關シ中國聯合準備銀行ヨリ別紙ノ通り之カ幹旋方依頼アリ
タルニ付至急關係先ト御交渉ノ上宜敷御取計相煩度

興亞院總務長官 柳川平助 殿

昭和十四年七月三日

興亞院華北連絡部長官 喜多誠一

中國聯合準備銀行顧問並ニ援助員招聘依頼ノ件

興華北運經一第二〇八號

中國聯合準備銀行顧問附設ニ援助員招聘方ニ關スル件
首題ノ件ニ關シ別紙寫ノ通り中國聯合準備銀行顧問阪谷希一ヨリ當院
華北連絡部長官宛依頼有之候ニ付テハ日本側三行ヨリノ顧問附及援助
員ニ關シ更新條件ニ依ル現任者ノ留任又ハ新任者ノ派遣ニ付至急御幹
旋方御配意相煩ニ度此段及御依頼候也
尙右結果御回報相成度此段併而得費意候也

續キ從來同様ノ人員招聘致度存候ニ付テハ御多用中御手数數相煩シ誠ニ
 恐入候へ共何卒派遣御斡旋方可然御高配賜度此段奉懇願候也 敬具
 追而本件ニ關シテハ過般小職東京出張ノ際興亞院、大藏省、各派遣
 銀行其他關係方面トモ大諒ノ諒解ヲ遂ケ申候間御含ミ被下度候
 一、添附書類
 〔〕顧問附招聘ニ關スル更新條件
 〔二〕援助員招聘ニ關スル更新條件

以上

日本側三銀行ヨリ顧問附並ニ援助員招聘斡旋方御依頼ノ件
 拜啓愈御降昌奉賀候
 國者從來大藏省ノ斡旋ニヨリ日本興業銀行、精進正金銀行及朝鮮銀行
 ヨリ弊顧問室ニ派遣相受居候顧問附並ニ援助員ノ任期此程滿了致候處
 本行業務ノ進展ニ伴ヒ弊顧問室ノ人員モ不足ヲ告ケ之カ充實モ急迫ニ
 ハ導ヒ難キ實狀ニ有之候タメ上記派遣任期ヲ更新シ別添條件ヲ以テ引

願外第二一八號
 昭和十四年六月二十九日
 興亞院華北連絡部長官
 喜 多 誠 一 殿

中國聯合準備銀行
 顧問 阪 谷 希 一

顧問附招聘ニ關スル更新條件

(一) 派遣銀行（五行）

日本興業銀行、橫濱正金銀行、朝鮮銀行、滿洲中央銀行、滿洲興業銀行

(二) 招聘人員（從來ト同様）

各行一名宛計五名

(三) 任務（從來ト同様）

顧問ノ指示ヲ受ケ企劃事項ヲ立案シ並ニ任務ノ指導ニ任ズ
尙必要ニ應ジ分行ニ駐在セシム

(四) 派遣顧問時ニ對スル希望條件（從來ト同様）

(1) 身體強壯ナルコト

(2) 副支配人級ノモノナルコト

任期 二ケ年

但期間内ト雖モ派遣行又ハ本行ノ都合ニ依リ更迭スルコトヲ得其場合必ス後任者ヲ派遣スルモノトシ後任者ハ前任者ノ任期ヲ引繼クモノトス

内給 與（從來ト同様）

(1) 本行ヨリ車馬費トシテ月額三百圓ヲ給ス

(2) 顧問室在勤中ノ出張費ハ本行ノ規定スルトコロニ依リ本行之ヲ負擔ス

(3) 前項ヲ除ク一切ノ給與ハ派遣行ノ負擔トス

(四) 宿 舍（從來ト同様）

左記條件ニヨリ施設ヲナスモノトス

(1) 造作修繕並ニ家具本行負擔ノコト

(2) 家賃其他一切ノ費用使用者負擔ノコト

内 現任者ノ更迭

(1) 派遣行ト本行トノ協議ニヨリ決定ス

援助員招聘ニ關スル更新條件

〔一〕派遣銀行（五行）

日本興業銀行、橫濱正金銀行、朝鮮銀行、滿洲中央銀行、滿洲興業銀行

〔二〕招聘人員（從來ト同様二十九名）

橫濱正金銀行、朝鮮銀行各七名宛

日本興業銀行、滿洲中央銀行、滿洲興業銀行各五名宛

〔三〕任 務

顧問ノ指示監督ヲ受ケテ顧問室事務ニ當ルモノトス
尙必要ニ關シ各地分行又ハ辦事處ニ駐在セシム

〔四〕派遣援助員ニ對スル希望條件

(1) 身體強壯ナルコト

(2) 専門學校卒業程度以上ノ學歴ヲ有スルコト

(2) 留任者ノ任期ハ改メテニケ年トス、之カ起算日ニ付テハ各派遣行
ト別途協議ス

- (3) 入行後五、六年程度
- (4) 成ルヘク支那語ヲ解スルコト
- (四) 任 期 二ケ年
但期間内ト雖モ派遣行又ハ本行ノ都合ニ依リ更迭スルコトヲ得其場
合必ス後任者ヲ派遣スルモノトシ後任者ハ前任者ノ任期ヲ引継クモ
ノトス
- (内) 給 與 (從來ト同様)
- (1) 派遣行ト北京間ノ赴任並ニ歸還旅費 (家族携帯旅費ヲ含ム) ハ本
行ノ負擔ス
但シ其行ノ規定ニヨリ之ヲ計算シタル金額
- (2) 本行ハ着任後ノ滞在手當トシテ一名ニ付一日十圓ヲ給ス
但左記箇所ニ勤務スル者ニ對シテハ右ノ外僻限手當トシテ場所ニ
ヨリ一日三圓又ハ五圓ヲ給ス
- (3) 顧問室在勤中ノ出張旅費ハ本行ノ規定スルトコロニ依リ本行ノ
負擔ス
- (4) 前項ヲ除ク一切ノ給與ハ派遣行ノ負擔トス
- (内) 宿 舎 (從來ト同様)
- 左記條件ニヨリ施設ヲナス
- (1) 造作修繕並ニ家具本行負擔ノコト
- (2) 家賃其他一切ノ費用使用者負擔ノコト
- (内) 現任者ノ更迭
- (1) 派遣行ト本行トノ協定ニヨリ之ヲ決ス
- (2) 留任者ノ任期ハ改メテ二ケ年トス之カ起算日ニ付テハ各派遣行ト
別途協議ス

以上

- (3) 入行後五、六年程度
- (4) 成ルヘク支那語ヲ解スルコト
- (四) 任 期 二ケ年
但期間内ト雖モ派遣行又ハ本行ノ都合ニ依リ更迭スルコトヲ得其場
合必ス後任者ヲ派遣スルモノトシ後任者ハ前任者ノ任期ヲ引継クモ
ノトス
- (内) 給 與 (從來ト同様)
- (1) 派遣行ト北京間ノ赴任並ニ歸還旅費 (家族携帯旅費ヲ含ム) ハ本
行ノ負擔ス
但シ其行ノ規定ニヨリ之ヲ計算シタル金額
- (2) 本行ハ着任後ノ滞在手當トシテ一名ニ付一日十圓ヲ給ス
但左記箇所ニ勤務スル者ニ對シテハ右ノ外僻限手當トシテ場所ニ
ヨリ一日三圓又ハ五圓ヲ給ス

記

二、本邦銀行々員、中國聯合準備銀行及蒙滄銀行職員ニ尊旋ノ件一覽表

462

REEL No. A-0284

0284

アジア歴史資料センター

計 二十二名

山田辰次	小口彦七	大野利貞	最上外茂雄	布施健一	二木泰雄	猪田佐輔	高部登	原田幸一郎	中尾盾雄	冷牟田敏規	山田進
顧問室援助員	顧問附	顧問室援助員	顧問附	顧問室援助員	顧問室援助員	顧問室援助員	顧問室援助員	顧問室援助員	顧問室援助員	顧問室援助員	顧問室援助員
横濱正金銀行	日本興業銀行	朝鮮銀行	横濱正金銀行	横濱正金銀行	日本興業銀行	日本興業銀行	横濱正金銀行	日本興業銀行	日本興業銀行	横濱正金銀行	朝鮮銀行
市橋二郎	橋本俊男	三谷津久雄	萩原貞雄	二木泰雄	横田幸作	横田幸作	横田幸作	横田幸作	横田幸作	横田幸作	横田幸作

昭和十四年六月二十六日
昭以十四年六月二十六日
昭以十四年六月二十六日
昭以十四年六月二十六日
昭以十四年六月二十六日
昭以十四年六月二十六日
昭以十四年六月二十六日
昭以十四年六月二十六日

兒玉一雄	舞田辰巳	本間駿一	鈴木正雄	福田甲一	貴島清	野坂直久	篠原榮	杉浦房吉	野津忠興
					顧問室援助員	顧問附		顧問室援助員	
日本興業銀行						朝鮮銀行	横濱正金銀行	日本興業銀行	日本興業銀行
小林正規	鶴崎武	和田康	大島甫	馬場勇	坂井義雄	阿部政一郎	市川深次	河野嘉三郎	山田信一

一、中國聯合準備銀行關係

本邦銀行行員ヲ中國聯合準備銀行
及蒙疆銀行職員ニ斡旋ノ件一覽表

派遣者氏名

中聯ニ於ケル職名

派遣元銀行名

前任者氏名



計
十二名

派遣者氏名	派遣元銀行名	備考
佐々 菊秋 潮田 猛 佐野 總三郎 成島 暉意 宮尾 旭 北島 芳之 山田 政治 渡邊 泰 阿部 源榮 稻垣 善次郎 成富 儀一 大下 龜之介	横濱正金銀行 朝鮮銀行 日本興業銀行 日本銀行 、 、 、 、	<p>蒙疆銀行要員資格條件</p> <p>一、五年以上銀行ノ實務ニ經驗アル現職者</p> <p>二、年齢、四十歳前後迄</p> <p>三、待遇、日本ニ於ケル收入ノ二倍乃至三倍程度</p> <p>四、所要人員拾五名（内半数ハ大學若ハ専門學校以上ノ者ヲ望ム）</p>

三蒙疆銀行關係

第八、日系通貨価値維持ニ關スル諸工作ノ企畫實現關係

466

REEL No. A-0284

0284

アジア歴史資料センター

一、中支ニ於ケル日系通貨價值維持ニ關スル緊急對策ノ件

467

REEL No. A-0284

0284

アジア歴史資料センター

中支那ニ於ケル日米通貨ノ價值維持
ニ關スル緊急對策ノ件

昭和十四年六月二日
興亞院會議決定

中支那ニ於ケル圓價ノ崩落ハ之ヲ放置スルヲ許サザル狀況ニ在ルヲ以
テ支那ニ於ケル日米通貨ノ價值維持ニ關スル根本對策中緊急措置ノ一
トシテ必要ニ應シ海關預金法幣五百萬弗ヲ流用シ同地圓市場ニ挺入
爲スモノトス

上海開埠ニ挺入ヲ行フノ件

469

REEL No. A-0284

0284

アジア歴史資料センター

上海圓市場ニ挺入ヲ行フノ件

昭和十四年六月八日
總務長官決 裁

中支那ニ於ケル圓價ノ崩落ハ之ヲ放置スルヲ許サザ狀況ニ在ルヲ以テ
至急圓價維持ニ關スル各種ノ緊急措置ヲ行フコトトシ其ノ一トシテ別
紙華中連絡部長官發橫濱正金銀行上海支店支配人宛通牒ニ依リ上海海
關預金五百萬弗ヲ流用同地圓市場ニ挺入ヲ行フコトニ決定相成可然哉
仰高裁

追而右挺入資金ノ運用ハ來週月曜日(六月十二日)ヨリ開始ノコト
ト致度

年 月 日

與亞院華中連絡部長官

橫濱正金銀行上海支店支配人宛

上海市場ニ於ケル日銀券ノ對法幣相場ニ挺入ヲ行フ爲貴行保管ニ係ル
上海稅關長名義預金中上海弗貨五百萬弗ヲ限リ左配要領ニ依リ運用相
成度 追テ本件運用ニ依リ貴行ニ損害ヲ及ボサザル様措置スベキニ付
爲念申添候

記

一、本預金ノ運用ハ別個ノ資金勘定ヲ以テ整理シ其ノ收支ヲ明瞭ナラシ
ムルコト

二、本預金ノ運用ハ圓價ノ動搖低落ノ防止ヲ以テ其ノ目的トシ差當リハ
圓價ノ目標ヲ大体圓弗「一バー」ニ置キ漸ク追ッテ其ノ引上ヲ圖ルコ
ト

三 本預金ノ運用ニヨル圓賣買操作ハ貴行ノ裁量ニ依リ適當ニ之ヲ實行
スルコト

四 本操作ニ依リ出來得ル限り長期間ニ亙リ圓價ヲ維持シ得ル様努力ス
ルコト

五 本操作ハ其ノ性質極メテ機微ニ屬シ其ノ内容ヲ外部ニ窺知セラ
ル
トキハ其ノ效果ヲ失フヘキヲ以テ之カ實行ハ極秘裡ニ爲ス嚴重注
意スルト共ニ本操作並ニ資金勘定ノ内容ハ絕對嚴秘トスルコト

以
上

三國償挺入實施ニ關スル件

473

REEL No. A-0284

0272

アジア歴史資料センター

昭和十四年六月八日

政 務 部 長

華中連絡部長官宛

圓價挺入實施ニ關スル件

圓價挺入資金ハ正金ニ之ガ運用ヲ一任スル建前ノ下ニ來ル十二日ヨリ登
動態勢ニ置カルル見込ナルガ(詳細ハ十日附滬ノ楠本次長ヨリ聴取アリ
度)右ニ關聯シ左記至急手配アリ度

一、軍、官廳、國策會社等ニ於テ圓賣法幣買ヲ直接又ハ間接ニ惹起スベキ
支拂ヲ極力抑制スル爲必要ナル措置ヲ講ズルコト

ニ正金ノブローカー等ヲ通ジ圓賣手ノ手筋ヲ常時監視スルト共ニ本邦人
賣手ニ付テハ財務官事務所、領事館警察、軍當局等ト密ニ連絡シ之ガ

取締ヲ行フコト

三、各方面ト連絡シ上海等ニ於ケル邦人ノ浪費ヲ嚴重抑制スルト共ニ愛國
公債ノ應募勸導其ノ他ノ方法ニ依ル附著獎勵運動ヲ普及徹底スルコト
尙左記(一)乃至(四)ハ大藏省ヲ通ジ財務官事務所ニ手配濟ニ付適當連絡相
成度(一)乃至(四)ハ大体當方關係方面ニ手配濟又ハ手配中ナリ爲念

(一)上海邦銀ノ圓預金大口引出ニ付テハ預金者ヨリ引出事由説明書ヲ銀
行ニ提出セシムルコト

(二)上海邦銀ノ圓預金大口引出ハ極力振替取引ヲ總滙スルト共ニ各銀行
共支拂ハ出來得ル限り「キヤツシヤーズ・オーダー」ヲ以テスルコ
ト

(三)大手筋ノ大口圓賣ハ豫メ財務官事務所ノ承認ヲ受ケシムルコト

(四)在上海餘裕圓資金ヲ内地ニ送金又ハ定期預金ニ振替ヘシムル等ノ措
置ヲ講ズルコト

(五)上海邦銀ノ圓並ニ法幣貸出ハ緊急已ムヲ得ザルモノノ外極力之ヲ制

(出) 日系通貨ニ不利ナル新聞雜誌記事ノ掲載ヲ取締ルコト

限スルコト

(内) 本邦ヨリ中支ニ對スル送金ハ一般ニ嚴重制限ヲ加フルト共ニ匯策會社及其ノ子會社ノ分ト雖モ市場ノ情勢ニ依リ必要ニ應ジ制限ヲ加フルコトアルベキコト

(中) 中支ヨリノ貨物輸入ニシテ圓賣ヲ惹起スベキモノニ付テハ可及的之ヲ抑制スルコト但シ右抑制ハ其ノ現地及本邦ニ及ボス影響ニ充分考慮ヲ拂ヒテ之ヲ爲スベキコト

(外) 支那渡航者ヲ極力嚴選スルコト

(例) 税關等ニ於ケル支那渡航者ノ通貨携帶持出ニ對スル取締ヲ徹底スルコト

(注) 支那渡航者ノ通貨携帶持出自由限度ヲ引下グル方針ノ下ニ大體管ニテハ研究中ナリ

(出) 税關ニ於テ支那ヨリノ歸來者ノ持出品ヲ嚴重検査シ不當ナル持込ヲ制限スルコト

四
中
支
ニ
於
ケ
ル
日
系
通
貨
ノ
統
一
ニ
關
ス
ル
件

478

REEL No. A-0284

0275

アジア歴史資料センター

中支那ニ於ケル圓系通貨ノ統一ニ關スル件

昭和十四年十一月二十日
興亞院會議決定

方針

中支那ニ於ケル圓系通貨ハ漸次之ヲ整理統一スルノ要アルニ鑑ミ此ノ際速ニ中支那ニ於ケル日本銀行券ヲ回收シ軍用手票ヲ以テ代位セシムルト共ニ其ノ價值維持ニ必要ナル對策ヲ講スルモノトス

要領

- 一、本件實施ノ時期竝ニ方法ノ選定等ニ關シテハ各般ノ情勢ヲ觀察シ出來得ル限り圓系通貨ノ價值ニ影響ヲ與ヘサル如キ情況下ニ於テ實施スル如ク措置スルモノトス
- 二、軍用手票ノ價值維持ノ爲上海海關關稅收入ノ増立金中ヨリ一千萬元ヲ流用シ現存圓系通貨價值維持資金（乙資金）ヲ増額スルモノトス
- 三、華興商業銀行券ト軍用手票トノ流通部面ノ調整等ニ關シテハ別途速ニ措置スルモノトス



第九、北支、蒙疆ノ國際收支計畫ノ調整關係



一、蒙疆ノ爲替資金對策ニ關スル件

480

REEL No. A-0284

0278

アジア歴史資料センター

本年九月以降明年三月迄ノ間ニ必ズ之ヲ完済スルコト

(ロ) 北支ハ蒙銀券ノ流通禁止ヲ行ヒ且銀行ノ蒙銀北支間取扱爲替ノ均
衡化ヲ圖ルト共ニ蒙銀ハ爲替管理ノ運用上之ヲ確保シ得ル措置ヲ
講ジ相互間ノ連携ヲ密ニスルコト

五尙万一ノ不測ノ事態ニ對處スル爲左記條件ニ依リ蒙銀ガ日本側銀行
ヨリ一千五百萬圓程度ノクレヂットノ設定供與ヲ受クルコトヲ認ム
ルコト

(イ) 財政部所有株式ヲ擔保トスルコト

(ロ) 蒙銀ハ健全財政主義ノ確保ニ努ムルコト

(ハ) クレヂット使用ニ付蒙銀ハ蒙銀政府ノ承認ヲ要スルモノトスルハ
勿論事前ニ興亞院(本院)ノ承認ヲ要スルモノトスルコト

蒙銀ノ爲替資金對策ニ關スル件

昭和十五年四月五日
經濟部 研究

昭十五年度ニ於ケル蒙銀ノ國際收支ハ相當多額ノ支拂超過ヲ豫想セ
ラルル處其ノ爲替資金對策ハ左記ニ依ルモノトス

記

一、支拂超過額ハ最高一千萬圓ノ範圍内ニ止ムル様措置スルコト

二、右ノ一千萬圓ノ支拂超過ニ對シテハ既定ノ北支關稅剩餘對蒙銀割當
分五百萬圓ヲ充當スル外本年四月以降ノ北支關稅剩餘ノ半額中ヨリ
或ル程度ノ割當アルコトヲ豫定シ之ヲ充當スルコト

三、右ノ割當決定濟關稅剩餘ニ付テハ蒙銀ニ對スル交付手續ヲ至急實行
スルコト

四、右ニ依リ一年間ヲ通ジテノ爲替資金調節ハ大体可能ナルモ時期的
適ニ因リ生ズル支拂超過ノ調節用トシテ聯銀ハ蒙銀ニ對シ左記諒解
ノ下ニ二千萬圓程度ノクレヂットヲ供與スルコト

(イ) 右クレヂットニ付テハ北支向輸出物資持ニ阿片糧穀類ヲ引當トシ

451

(三) 差引支拂超過額

二八、九九〇千圓

區分	金額
輸出入金額	一五九六九三千圓
將兵送金	一〇九二
公債賣却	六六
借入金、利子及配當	三七八〇
對日貿易外支拂	一三〇〇八
對北支滿洲貿易外支拂	二七八九六
總購買入額	一〇〇〇
計	二〇六五三五

(二) 支拂額

二〇六、五三五千圓

484

450

(一) 受取額

一七七、五四五千圓

成紀七三五年度(四月乃至三月)資金計畫(現地案)

區分	金額
輸出入金額	九八一七五千圓
軍資金	二七一〇〇
興亞院資金	三六五六
外務省費用	四五五
利子受取額	一〇〇〇
北支開發專業資金	一八八二五
一般事業送金	八四四二
旅行者費用	三六九二
軍現地調辨費	一六二〇〇
計	一七七五四五

483

二、北支ト滿洲蒙疆間資金收支關係調整ノ件

485

REEL No. A-0284

0284

アジア歴史資料センター

北支對滿洲（關東州ヲ除ク）及蒙疆ノ資金收支狀況ハ北支側ノ受取超過トナリ居リ北支ニ於ケル物資ノ裏付ケナキ通貨増發ノ一因トナリ居ル現狀ニ鑑ミ且北支ノ資金受取ハ日本銀行券、滿洲中央銀行券、蒙疆銀行券等ノ流通及爲替銀行ノ爲替取扱高ノ不均衡ニ因ルモノナルヲ以テ之等ノ點ニ關シ所要ノ調整ヲ爲サントス

第二 要 領

一、金圓紙幣ノ流通制限

北支ニ輸移入セラルル金圓紙幣ヲ以テ北支ヨリ輸移出セラルルヘキ物資ノ代金ノ支拂其ノ他ニ充當セラルル場合ハ日滿北支等ノ關係法令ニ違背シテ輸移入セラルルコト多キ實情ニ鑑ミ左ノ措置ヲ講スルモノトス

（一）日本銀行券朝鮮銀行券滿洲中央銀行券蒙疆銀行券（壹圓以上）ノ銀

行ノ受入停止

日本銀行券朝鮮銀行券滿洲中央銀行券蒙疆銀行券等ハ北支内銀行ニ於テハ一定ノ猶豫期間（一箇月程度トス）經過後ハ關係當局ノ許可ヲ受ケタル場合ノ外ハ之ヲ受入ルルコトヲ得サルモノトス場合ニヨリ滿洲中央銀行券及蒙疆銀行券ノ流通禁止ノ實施ニ付考慮ス

（二）前項ノ場合ノ許可方針ハ別紙第一ノ通りトス

（三）前二項ノ實施ニ伴ヒ聯銀紙幣交換所ニ於ケル紙幣交換申込ニ當リ所定ノ申込書ヲ提出スルヲ要スルモノトスルコト其ノ書式ハ別紙第二ノ通りトス

二、爲替銀行ノ爲買爲替取扱高ノ均衡化

（一）北支内爲替銀行ノ關東州ヲ除ク滿洲國、關東州及蒙疆ニ對スル爲替取引ニ付テハ各々買爲替取扱高被仕向送金爲替力爲替取扱高被仕向送金爲替ノ範圍ヲ超ユル場合ハ事前ニ當局ノ許可ヲ要スルモノトス

（二）前項ノ適用ニ付テハ各行ノ在北支店舗ヲ一總トシテ考慮シ得ルコト

又貿易關係ノミナラス貿易外取引ヲモ含ムモノトス
 爲替取扱高ノ起算月日ニ付テハ別途決定スルコト

第三 措 置

一、金圓紙幣ノ流通制限

〔朝鮮銀行正金銀行ニ對シ大藏省ヨリ本國旨ノ滿幣ヲ發スル様打合ヲ爲スコト此ノ場合ノ許可官廳ニ關シテハ本院大藏省ノ打合ニ據ルコト

〔滿洲中央銀行發給銀行及支那側銀行ニ對シテハ連絡部ヨリ滿幣ヲ發スルコト此ノ場合ノ許可官廳ハ華北連絡部トスルコト

〔滿洲中央銀行發給銀行ニ於テ自行券ノ受入禁止ヲ實施シ難シトスルトキハ場合ニヨリ當該銀行券ノ法制上ノ流通禁止ヲ實施スルコト

〔紙幣交換申込書ハ交換ヲ必要トスル旅行者ニ對シ陸ノ列車内又ハ乘船券乗車券ヲ呈示セシメタル後一連ヲ交付スルコトトシ交通會社ト所要ノ打合ヲ爲スコト

二、爲替銀行ノ管理爲替取扱高ノ均衡化

〔朝鮮銀行正金銀行ニ對シ大藏省ヨリ本國旨ノ滿幣ヲ發スル様打合ヲ爲スコト此ノ場合ノ許可官廳ニ關シテハ本院大藏省ノ打合ニ據ルコト

〔滿洲中央銀行發給銀行及支那側銀行ニ對シテハ連絡部ヨリ滿幣ヲ發スルコト此ノ場合ノ許可官廳ハ華北連絡部トスルコト

〔聯銀、鮮銀、正金、滿洲中央銀行、發給銀行、支那側銀行相互間ノ預金貸越契約等ニヨル金融關係ヲ明確ニシ要スレハ之ニ適宜ノ調整ヲ加フルコト

又貿易關係ノミナラス貿易外取引ヲモ含ムモノトス
 爲替取扱高ノ起算月日ニ付テハ別途決定スルコト

第三 措 置

一、金圓紙幣ノ流通制限

〔朝鮮銀行正金銀行ニ對シ大藏省ヨリ本國旨ノ滿幣ヲ發スル様打合ヲ爲スコト此ノ場合ノ許可官廳ニ關シテハ本院大藏省ノ打合ニ據ルコト

〔滿洲中央銀行發給銀行及支那側銀行ニ對シテハ連絡部ヨリ滿幣ヲ發スルコト此ノ場合ノ許可官廳ハ華北連絡部トスルコト

〔滿洲中央銀行發給銀行ニ於テ自行券ノ受入禁止ヲ實施シ難シトスルトキハ場合ニヨリ當該銀行券ノ法制上ノ流通禁止ヲ實施スルコト

〔紙幣交換申込書ハ交換ヲ必要トスル旅行者ニ對シ陸ノ列車内又ハ乘船券乗車券ヲ呈示セシメタル後一連ヲ交付スルコトトシ交通會社ト所要ノ打合ヲ爲スコト

紙幣交換申込書

民國 年 月 日

申 込 者	住所		
	職業		
	氏名		年齢
旅行ノ目的			
旅行ノ経路			
携帯通貨(書面未滿ハ記入ノ要ナシ)			
		携帯金額	交換申込金額
中國聯合準備銀行券			
日本銀行券			
朝鮮銀行券			
滿洲中央銀行券			
蒙疆銀行券			
軍用手票			
英貨磅紙幣			
米貨弗紙幣			
其ノ他			
合 計			
通貨携帯ニ關シ許可ヲ受ケタル場合			
許可官廳	曝		
許可證日付	付		
許可證番號	號		
許可金額	額		

(別紙第二)

(別紙第一)

關系通貨受入停止實施後ノ銀行受入ニ對スル許可方針

一 猶豫期間經過後ノ關系通貨ノ受入ハ原則トシテ許可セザルコト
 二 朝鮮銀行券ノ朝鮮銀行ノ受入ニ付テハ左ノ場合ニ於テハ之ヲ許可スルコト
 (イ) 受入停止實施前北支ニ流入セルモノト認メラルル銀行券ニシテ朝鮮銀行ノ與地所在店舗等ニ於テ店舗等所在地域附近ノ住民ヨリ受

入ヲ求メラルル場合
 (ロ) 右ノ與地所在店舗等ノ名稱及所在地域附近ノ住民ナルコトノ證明ニ付テハ別ニ之ヲ定ムルコト

第十、渡支邦人制限措置ノ企畫、實現關係

492

REEL No. A-0284

0284

アジア歴史資料センター

一、渡支邦人暫定處理ニ關スル件（案）

493

REEL No. A-0284

0284

アジア歴史資料センター

從來渡支者ニ對スル身分證明書ノ發給ニ關シテハ昭和十二年八月三十一日附米三機密合第三七七六號外務次官發各地方長官宛依命通牒「不良分子ノ渡支取締方ニ關スル件」ニ依リ取扱ヒ主トシテ本人ノ素性、經歷、平素ノ行動等ニ徴シ渡支後不正行爲ヲ爲ス虞ナキヤ否ヤヲ考慮ノ上其ノ虞ナキ者ニ限リ右證明書ヲ發給シツツアリシ處該制度實施以來客年十二月末迄ニ於ケル本邦人渡支者ノ延人員ハ五十九萬人ニ達スル狀態ナリ一方現地ニ於ケル圓系通貨(聯銀券、軍票等)ノ膨脹著シク之ガ價值維持ノ必要上極力是等圓系通貨ノ氾濫ヲ防止スルノ措置ヲ講ズルハ喫緊ノ要務ナル處此種通貨ノ氾濫ヲ防止スル手段ニ關シテハ各方面ニ涉リ夫々ノ見地ヨリ詳細ニ検討考慮ヲ要スヘキコト勿論ナルモ上記ノ渡支者ニ於テモ夫々相當ノ邦貨ヲ携行シ現地ニ於テ圓系通貨ヲ放出スル次第ニテ其ノ額ハ一ヶ年間概シテ一億圓ノ巨額ニ達スル實情ナルニモ鑑ミ此方面ヨリスル圓系通貨ノ

膨脹ヲ防止スルコトモ亦極メテ緊要ナリ然ルニ是等個人又ハ團體ノ中ニハ其ノ渡支ノ目的理由等ニ徴シ必スシモ上述ノ如キ現地ノ切迫シタル實情ヲ無視シテ迄渡支セシムルノ必要ナキ者多々有之モノト認メララルルノミナラス觀察、慰問等ニ籍口スル不要不急ノ旅行客亦勘カラザル現狀ナルニ付テハ渡支身分證明書ノ發給ニ當リテハ獨リ警察上ノ取締ニ止マラス現地ノ實情ト颯ミ合セ在支圓系通貨放出制限ノ見地ヨリ不必要ト認メラルル邦人ノ渡支ハ極力制限スルコト速切緊要ナリ

仍テ今後ハ從來ニ於ケル不良分子ノ取締ノ外概シ別紙ノ取扱方針ヲ併セ實施シ不要不急ノ目的ニ出ツル支那渡航ヲ禁止シ以テ國策ノ緊急性ニ即應スルコトト致度

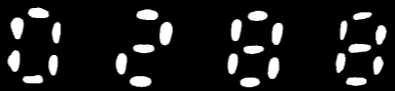
取引先ノ所轄領事館警察署ノ證印ヲ押捺セル文書ヲ有スルモノ
 四 定住又ハ現地勤務ノ爲渡支セントスル者ニ就テハ行先地所轄領事館
 警察署ノ證印ヲ押捺セル文書ヲ有スルモノ又ハ在支陸海軍ノ發給シ
 タル軍屬タルノ身分證明書(呼寄證明書ヲ含ム)ヲ有スルモノ
 五 其ノ他ノ者ニシテ眞ニ凡ムヲ得ザル事情アリト認メラルモノ

一般ニ視察ヲ目的トスル支那渡航ハ當分ノ間之ヲ禁止スルコトシ其
 ノ他特ニ支那渡航ヲ要スルモノニ對シテハ左記ニ該當スル場合ニ限り
 所轄警察署長ニ於テ身分證明書ヲ發給シ渡航セシムルモノトス
 外地ニ於テモ本方針ニ準シ措置スルモノトス
 本方針ハ支那現地ノ事關ノ許スニ到リタルトキハ速ニ之ヲ緩和スルモ
 ノトス

取 扱 方 針

記

一 慰問(演劇又ハ演藝ニ依ル慰問ヲ含ム)ノ爲渡支セントスル者(國
 體ヲ含ム)ニ就テハ豫メ陸海軍省ノ承認ヲ得タルモノ
 二 家事用務ノ爲一時渡支セントスル者ニ就テハ在支關係者ノ所轄領事
 館警察署ノ證印ヲ押捺セル文書ヲ有スルモノ
 三 商取引ノ爲一時旅行セントスル者ニ就テハ在支關係會社、商店又ハ



許 可 要 領

本件取扱方針の中

一、ニ於ケル

陸海軍省ノ承認ヲ得タルモノトハ陸軍省恤兵部、海軍省軍事普及部ノ封印アル文書ヲ有スルモノニ限ルモノトス

二、ニ於ケル

家事用務ノ爲トハ近親者ノ葬儀及養護看護等眞ニ円ムヲ得サル場合ニ限ルモノトス

三、ニ於ケル

商取引ノ爲トハ在支關係會社、商店又ハ取引先トノ間ニ現實ニ商行爲存在シ又ハ具體的ナル商業進出者ニシテ渡支セサレハ眞ニ處理シ難キ事情アル場合ニ限ルモノトス

四、ニ於ケル

定住又ハ現地勤務ノ爲トハ半永久的ニ支那ニ居住シ具體的計畫ト

五、ニ於ケル

所要ノ準備トヲ以テ一般實務ニ従事セントスル者在支商社ニ勤務スル者日系官吏、招聘官吏及現地軍採用ニ係ル軍屬又ハ雇傭人並ニ永住ヲ目的トスル家族ノ呼寄ニ限ルモノトス

其ノ他ノ者ニシテ眞ニ円ムヲ得サル事情アル場合トハ

イ、正當ノ事由ニヨリ第二號ニ掲ケル所轄領事館警察署ノ封印ヲ押捺セル文書ノ下附ヲ受クル暇ナキ場合
ロ、政治、經濟、文化的見地ヨリ事變處理ニ直接且積極的ニ關係アルモノニ付興亞院及關係官廳ニ於テ協議ノ上承認シタルモノニシテ興亞院又ハ外務省ノ封印ヲ押捺セル文書ヲ有スル場合

ニ限ルモノトス

支那渡航取扱手續

一、日本内地及外地ヨリ支那ニ渡航スル日本人（朝鮮人及臺灣籍民ヲ含ム）ニ對シテハ當分ノ間居住地所轄警察署長ニ於テ甲號様式ニ依ル身分證明書ヲ發給スルモノトス
公務ノ爲派遣セラルル官公吏（日系及招聘官公吏ヲ含ム）其他ノ者ニ對シテハ派遣官公署ニ於テ乙號様式ニ依ル身分證明書ヲ發給スルモノトス

二、警察署長第一項ノ身分證明書ノ下附願出アリタルトキハ本人ノ身分、職業、渡航目的、要件、期間、關係携帶公文書等ヲ調査シ左ノ通取扱フ

- (イ) 素性、経歴、平素ノ言動等不良ニシテ渡支後不正行爲ヲ爲スノ虞アルモノニ對シテハ身分證明書ヲ發給セズ
- (ロ) 取扱方針並許可要領ニ基ク關係公文書ヲ有スルモノニ對シテハ慎重精査ノ上證明書ヲ發給ス

(ハ) 取扱方針第五號並許可要領第五號イ、ニ基キ實情眞ニ凡ムヲ得サル事情アリト認ムル場合ニハ特ニ慎重精査ノ上身分證明書ヲ發給ス

(ニ) 許可シ得サルモノニ對シテハ克ク支那渡航制限ノ趣旨ノ徹底ニ努ムルモノトス

三、出發地所轄警察署長ハ第一號ノ身分證明書又ハ帝國領事館發給ノ身分證明書若ハ帝國政府發給ノ旅券ヲ有スルモノニ非サレハ支那ニ向ケ渡航セシメサルモノトス但シ現役又ハ召集中ノ帝國軍人軍艦ニシテ制服着用ノ者ハ此ノ限りニ在ラズ

四、第一號ノ身分證明書ノ發給ニ對シテハ手数料ヲ徵收セズ

五、本手續ハ支那行外國旅券ノ發給ヲ妨ケズ

六、本手續ハ速ニ施行ス

追テ昭和十二年八月三十一日附「支那渡航取扱手續」ニ關スル外務、内務、陸軍、海軍各省間ノ協議ハ本規定ノ實施ト共ニ之ヲ廢止ス

参考

渡支邦人暫定處理ニ關スル件

昭和十五年五月七日
閣議決定

從來渡支者ニ對スル身分證明書ノ發給ニ關シテハ昭和十二年八月三十一日附米三機密合第三七七六號外務次官發各地方長官宛依命通牒「不良分子ノ渡支取締方ニ關スル件」ニ依リ取扱ヒ主トシテ本人ノ素性、經歷、平素ノ行動等ニ徴シ渡支後不正行爲ヲ爲ス虞ナキヤ否ヤヲ考慮ノ上其ノ虞ナキ者ニ限リ右證明書ヲ發給シツツアリシ處該制度實施以來客年十二月末迄ニ於ケル本邦人渡支者ノ延人員ハ五十九萬人ニ達スル狀態ナリ一方現地ニ於ケル圓系通貨（聯銀券、軍票等）ノ膨脹著シク之ガ價值維持ノ必要上極力是等圓系通貨ノ氾濫ヲ防止スルノ措置ヲ講ズルハ喫緊ノ要務ナル處此種通貨ノ氾濫ヲ防止スル手段ニ關シテハ各方面ニ涉リ夫々ノ見地ヨリ詳細ニ検討考慮ヲ要スヘキコト勿論ナルモ上記ノ渡支者ニ於テモ夫々相當ノ邦貨ヲ携

行シ現地ニ施テ圓系通貨ヲ放出スル次第ニテ其ノ額ハ一ヶ年間概ネ一億圓ノ巨額ニ達スル實情ナルニモ鑑ミ此方面ヨリスル圓系通貨ノ膨脹ヲ防止スルコトモ亦極メテ緊要ナリ然ルニ是等個人又ハ團體ノ中ニハ其ノ渡支ノ目的理由等ニ徴シ必ズシモ上述ノ如キ現地ノ切迫シタル實情ヲ無視シテ運渡支セシムルノ必要ナキ者多々有之モノト認メラルルノミナラズ觀察、慰問等ニ藉口スル不要不急ノ旅行客亦尠カラザル現狀ナルニ付テハ渡支身分證明書ノ發給ニ當リテハ獨リ警察上ノ取締ニ止マラズ現地ノ實情ト視ミ合セ在支圓系通貨放出制限ノ見地ヨリ不必要ト認メラルル邦人ノ渡支ハ極力制限スルコト適切緊要ナリ

仍テ今後ハ從來ニ於ケル不良分子ノ取締ノ外概ト別紙ノ取扱方針ヲモ併セ實施シ不要不急ノ目的ニ出ソル支那渡航ヲ禁止シ以テ國策ノ緊急性ニ即應スルコトト致度

取引先、**支那領事館**警察署ノ證印ヲ押捺セル文書ヲ有スルモノ
 四、定住又ハ現地勤務ノ爲渡支セントスル者ニ就テハ行先地所轄領事館
 警察署ノ證印ヲ押捺セル文書ヲ有スルモノ又ハ在支陸海軍ノ發給シ
 タル軍艦タルノ身分證明書（呼寄證明書ヲ含ム）ヲ有スルモノ
 五、其ノ他ノ者ニシテ眞ニ已ムヲ得ザル事情アリト認めララルモノ

一、渡ニ觀察ヲ目的トスル支那渡航ハ當分ノ間之ヲ禁止スルコトトシ其
 ノ他特ニ支那渡航ヲ要スルモノニ對シテハ左記ニ該當スル場合ニ限り
 所轄警察署長ニ於テ身分證明書ヲ發給シ渡航セシムルモノトス
 外地ニ於テモ本方針ニ準シ措置スルモノトス
 本方針ハ支那現地ノ專慮ノ許スニ到リタルトキハ速ニ之ヲ緩和スルモ
 ノトス

附 披 方 針

記

一、慰問（演劇又ハ演藝ニ依ル慰問ヲ含ム）ノ爲渡支セントスル者（團
 體ヲ含ム）ニ就テハ陸海軍省ノ承認ヲ得タルモノ
 二、家專用務ノ爲一時渡支セントスル者ニ就テハ在支關係者ノ所轄領事
 館警察署ノ證印ヲ押捺セル文書ヲ有スルモノ
 三、商取引ノ爲一時旅行セントスル者ニ就テハ在支關係會社、商店又ハ

本件取扱方針の中

一ニ於ケル

陸海軍省ノ承認ヲ得タルモノトハ陸軍省植兵部、海軍省軍醫普及部ノ證明アル文書ヲ有スルモノニ限ルモノトス

二ニ於ケル

家專用ノ爲トハ近親者ノ葬儀及喪禮看護等ニ已ムヲ得サル場合ニ限ルモノトス

三ニ於ケル

商取引ノ爲トハ在支關係會社、商店又ハ取引先トノ間ニ現實ニ商行爲存在シ又ハ具體的ナル商業進出者ニシテ渡支セサレハ眞ニ處理シ難キ事情アル場合ニ限ルモノトス

四ニ於ケル

五ニ於ケル

定住又ハ地勤務ノ爲トハ半永久的ニ居住シ具體的計畫ト所要ノ準備トヲ以テ一般實務ニ従事セントスル場合在支商社ニ勤務スル場合及現地軍採用ニ係ル軍屬又ハ雇用人ノ渡支セントスル場合並ニ永住ヲ目的トスル家族ノ呼寄ノ場合ニ限ルモノトス

五ニ於ケル

其ノ他ノ者ニシテ眞ニ已ムヲ得サル事情アル場合トハイ、正當ノ事由ニヨリ第二號ニ掲ケル所轄領事館警察署ノ證明ヲ押捺セル文書ノ下附ヲ受ケル暇ナキ場合

ロ、政治、經濟、文化的見地ヨリ事變處理ニ直接且積極的ニ關係アル使命ヲ有スルモノニ付與領院又ハ外務省ニ於テ關係官廳ト協議ノ上承認シタルモノニシテ與領院又ハ外務省ノ證明ヲ押捺セル文書ヲ有スル場合
ニ限ルモノトス

支那渡航取扱手續

- 一、日本内地及外地ヨリ支那ニ渡航スル日本人（朝鮮人及臺灣籍民ヲ含ム）ニ對シテハ富分ノ間居住地所轄警察署長ニ於テ甲種様式ニ依ル身分證明書ヲ發給スルモノトス
- 公務ノ爲派遣セララルル官公吏（日系及招聘官吏ヲ含ム）其他ノ者ニ對シテハ派遣官廳（公吏ニ付テハ監督官廳）ニ於テ乙種様式ニ依ル身分證明書ヲ發給スルモノトス
- ニ、警察署長第一項ノ身分證明書ノ下附願出アリタルトキハ本人ノ身分、職業、渡航目的、要件、期間、關係携帶公文書等ヲ調査シ左ノ通取扱フ
- (イ) 素性、経歴、平素ノ言動等不良ニシテ渡支後不正行爲ヲ爲スノ虞アルモノニ對シテハ身分證明書ヲ發給セス
- (ロ) 取扱方針並許可要領ニ基ク關係公文書ヲ有スルモノニ對シテハ

慎重審査ノ上證明書ヲ發給ス

- (イ) 取扱方針第五條並許可要領第五條イ、ニ基キ實情眞ニ已ムヲ得サル事情アリト認めル場合ニハ特ニ慎重審査ノ上身分證明書ヲ發給ス
- (ニ) 許可シ得サルモノニ對シテハ克ク支那渡航制限ノ趣旨ノ徹底ニ努ムルモノトス
- 三、出發地所轄警察署長ハ第一號ノ身分證明書又ハ帝國領事館發給ノ身分證明書若ハ帝國政府發給ノ旅券（臺灣籍民ニ對シ發給スル渡航證明書ヲ含ム）ヲ有スルモノニ非サレハ支那ニ向ケ渡航セシメサルモノトス但シ現役又ハ召集中ノ帝國軍人軍屬ニシテ制服着用ノ者ハ此ノ限りニ在ラス
- 四、第一號ノ身分證明書ノ發給ニ對シテハ手数料ヲ徴收セス

其本手續ハ舊那行外國旅券（臺灣籍民ニ對シ發給スル海航證明書ヲ含ム）ノ發給ヲ妨ケス
六本手續ハ昭和十五年五月二十日ヨリ實施ス
昭和十二年八月三十一日附米機合第三七七六號外務次官發各地方長官宛依命通牒「不良分子ノ渡支取締方ニ關スル件」中別紙「支那渡航取扱手續」ハ本手續實施ト共ニ之ヲ廢止ス

510

454

渡支邦人取扱ニ關スル件實施要領

渡支邦人取扱ニ關シ之カ内外兩面ニ及ホス精神的並ニ政治的影響ヲ考慮シ且本制限ノ實效ヲ一層效果的ナラシムル爲概ネ左記要領ニ依リ實施スルモノトス

配

一、制限實施ノ急務ナルニ鑑ミ

(イ) 來ル五月二十日ヨリ新取扱方針ニ從ヒ身分證明書ノ發給ヲ行フモノトス

(ロ) 内務省、外務省、拓務省、對滿事務局ニ於テ出先官廳ニ對シ豫メ新取扱方針案ヲ附送シ本案ノ目的達成ニ萬全ヲ期スルモノトス
ニ、新取扱方針ノ趣旨ヲ一般民衆ニ徹底セシメ制限強化ニ對スル支援ノ空氣ヲ醸成スル爲

(ハ) 新取扱方針ハ閣議決定後（翌朝刊）豫定（一）別紙發表案ニ從ヒ新

511

455

開發表ヲ爲スモノトス
 (ロ) 内務省、外務省及拓務省ニ於テハ出先官廳ニ於テ適宜右趣旨ノ徹底ヲ期スルモノトス
 (ハ) 本制限實施ニ關シ敵側ニ利用セラレサル様注意ス
 三 本件取扱關係官廳ニ於テハ之カ實施ニ當リ國民ニ不快ヲ與ヘサル點ニ關シ特ニ其執務ニ留意スルコト
 四 官廳自體ニ於テモ本取扱ノ趣旨ニ從ヒ出張等ニ關シ一層適正ヲ期スルコト

512

456

管 航 承 認 願

本 籍
 現 住 所
 職 業

氏 名

年 月 日 生

私儀今般左記用務ヲ以テ支那ニ渡航致度ニ付テハ之カ御承認相成度及御願候也

記

一、渡航用務

(右用務ノ證明書類アラバ之ヲ添附シ可成詳細且具體的ニ示スコト)

二、用 地

三、期 間

昭和

年

月

日

(日間)

右

氏 名

(印)

457

興 亞 院 御 中

513